

# 岐阜県における医療的ケア児のための 衛生材料支給の基準数

医療的ケアに必要な衛生材料は、医療的ケア児の状態やケアの方法などによって異なります。

衛生材料の支給は、医療機関ごとに種類や量が異なり、転院や在宅移行時に支給基準が変わることがあり、医療的ケア児やご家族に戸惑いを生じさせたり、不便を感じさせたりすることがあります。

そのため、個別性の高い医療的ケア児に対する衛生材料の支給量の標準化が望ましいと考え、複数の病院関係者と意見交換を重ねました。そして、「岐阜県における医療的ケア児のための衛生材料支給の基準数」を作成し、標準的な支給量を提案させていただきました。

この基準数はあくまで目安であり、医療的ケアには個人差が大きいため、医療的ケア児やご家族とよくご相談ください。この基準数が、医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族の診療に少しでもお役立っていただければ幸いです。

在宅人工呼吸指導管理料 2800点

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2250点

在宅ハイフローセラピー指導管理料 2400点

在宅気管切開患者指導管理料 900点

材料	基準数/月	備考
吸引カテーテル 8Fr 40cm	35本	気管内・口腔内は区別する(永久気管孔は区別なし)
酒精綿	35枚 250枚	・個包装のものは35枚 ・吸引回数が多い場合は、パック入りも支給可
カニューレホルダー	2本	
加湿用注射用水 1000ml	30本	器械の種類・加湿状況に応じて変動するため、必要数を支給
カフ用シリンジ	1本	気管切開カニューレのカフ圧確認用
人工鼻	32個	多少の汚れの場合は不織布など柔らかい布で拭くことで使用可
気管カニューレ	1本	処置と別で、必要時予備用のカニューレを渡す場合

※Yカットガーゼ(35枚)：必要性を考慮した上で支給。(滅菌である必要無し)

在宅酸素療法指導管理料 (チアノーゼ型先天性心疾患の場合) 520点

(その他) 2400点

材料	基準数/月	備考
吸引カテーテル	35本	
酒精綿	35枚	・個包装のものは35枚 ・吸引回数が多い場合は、パック入りも支給可
酸素カニューラ固定テープ	適宜1巻	

在宅小児経管栄養法指導管理料 1050点(15歳まで)

在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 2500点

在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 2500点

在宅中心静脈栄養法指導管理料 3000点

材料	基準数/月	備考
栄養ボトル	2個	1個/2週
栄養セット	4本	1本/週
栄養シリンジ 各サイズ	各10本	同サイズであっても栄養と薬剤は区別して支給可
栄養カテーテル	2本	1回/月交換及び予備分
採液ノズル	5個	1個/週
ポンプ用経腸栄養セット	5本	ポンプ使用時
胃管固定テープ	適宜1巻	
胃瘻固定水確認用シリンジ	適宜2本	胃瘻の場合(回収用・固定用)
減圧チューブ	1本	胃瘻の場合使用

※ Yカットガーゼ(35枚)：必要性を考慮した上で支給。(滅菌の必要性無し)

※ 懸濁ボトルの使用も考慮する。

在宅自己注射指導管理料( 複雑な場合 ) : 1230 点

(月 27 回以下の場合) : 650 点

(月 28 回以上の場合) : 750 点

在宅小児低血糖症患者指導管理料 : 820 点 (12 歳未満であって、薬物療法終了後 6 カ月以内)

材料	基準数/月	備考
酒精綿	適数	インスリン注射回数×30

在宅自己導尿管管理料 1400 点

材料	基準数/月	備考
ネラトンカテーテル	適数	・ 導尿回数×30 ・ 導尿回数が多い場合はこちらを優先する
スピーディーカテーテル	適数	・ 自己導尿が可能な児に対して、学校等で使用する本数を支給 ・ 導尿回数が少なく外出時使用の場合は使用も可
清浄綿(1箱)	適数	導尿回数×30
潤滑ゼリー	適宜 1 本	キシロカインゼリーはアレルギー予防のため避ける

在宅寝たきり患者処置指導管理料 1050 点

処置とは、創傷処置(気管内ディスポーザブルカテーテル交換含む)、皮膚科難航処置、留置カテーテル設置、膀胱洗浄、導尿(尿道拡張を要するもの)、鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引等の処置を言う

※上記をご参照下さい。

岐阜大学大学院医学系研究科小児在宅医療教育支援センター  
小児在宅衛生材料意見交換会